

令和元年度第1回鶴岡市児童福祉審議会（子ども・子育て会議）会議録

- 日 時 令和元年8月20日（火）午後1時30分～3時25分
- 会 場 鶴岡市役所大会議室
- 出席委員
木村博之／井上智弘／渡邊真理／三浦洋介／高橋亨／佐藤豊継／相馬直喜／後藤重好
／佐藤雅之／成澤和則／小野俊孝／佐藤丈六／中村政子／押井五月／青木道雄／
成田恵子／清野美智夫／佐藤節子
- 欠席委員 難波徹／平山昌子
- 市側出席職員
健康福祉部長 白幡俊／子育て推進課長 渡会健一／子育て推進課主幹（兼）子ども
家庭支援センター所長 熊坂めぐみ／福祉課長（代理 障害福祉主査 堀由美）／
健康課長 小林まゆみ／学校教育課長（代理 指導主幹 秋山尚志）／社会教育課長
佐藤嘉男／藤島庁舎市民福祉課長（伊原千佳子）／羽黒庁舎市民福祉課長 佐藤美香
／櫛引庁舎市民福祉課長 佐藤美鈴／朝日庁舎市民福祉課長 成沢真紀／温海庁舎市
民福祉課長 武田綾子／子育て推進課長補佐 五十嵐亜希／子ども家庭支援センター
主査 佐藤まゆみ／子育て推進課主査 加藤恵里／同子育て推進専門員 石川誠／
同子育て推進専門員 木村廣子／同専門員 上野和義／同主事 白幡佳純
- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者の人数 2人
- 協議・報告事項
 - (1) 鶴岡市子ども・子育て支援事業計画について

資料No.1～3

 - (2) 幼児教育・保育の無償化に伴う保育料の改定について

資料No.4・5

 - (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について

資料No.6

 - (4) その他

1 開 会 事務局（子育て推進課課長補佐）

2 委嘱状の交付

3 挨拶（健康福祉部長） （児童福祉審議会委員長）

事務局より会議の成立について報告

4 委員自己紹介

5 報告・協議 <議長：佐藤委員長>

事務局（子育て推進課課長補佐）

それでは、協議・報告事項に入らせていただきますが、ここからは審議会条例第7条の規

定によりまして佐藤委員長に進行をお願いいたします。

議長（委員長）

それでは、協議・報告の「(1) 鶴岡市子ども・子育て支援事業計画について」の説明をお願いします。

事務局（子育て推進課子育て推進専門員）

「鶴岡市子ども・子育て支援事業計画について」を資料No.1～3に沿って説明。

この計画は、幼児期の教育・保育の提供や地域の子ども・子育て支援について、平成 27 年度からの 5 年間に実施しようとする事業内容や量を計画したものであり、子育て支援の指標となっているものであります。平成 27 年 3 月の策定時と比べても、女性の社会進出が強く叫ばれるなど、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化していると感じております。資料 1 の 1 頁「1 児童数の推移」について、27 年 3 月の計画策定時の計画値と、それが実際にはどうだったか、27 年～31 年の人数を実績値として下方に記載しています。なお、今回、新たに実績値として報告する部分を二重罫線で囲っています。

就学前児童数の実績値が計画値よりも少なくなったのは 28 年以降で、28 年 59 人、29 年 90 人、30 年 180 人、31 年 272 人の減となっています。小学生数の実績値が計画値よりも少なくなったのは 30 年が初めてであり、30 年 7 人、31 年 16 人の減となっています。児童数は教育・保育の量の見込み等にも直結する値であることから、その辺の動向も踏まえて把握していく必要があります。

2 頁は、「教育・保育の量の見込み」ということで、どれくらいの人数のお子さんが幼稚園や保育園等を利用したいと考えているか、その量の見込みと実績値を示しています。計画策定時にはアンケート調査を行ったり、それまでの利用状況・申込状況等をふまえて、各家庭が何歳から、どんな施設を利用したいと考えているかを「量の見込み」として推計しており、この表の中では「計画値」として記載しています。

30 年、31 年の計画値は太枠で囲まれています。これは、昨年 3 月に計画の見直しを行ったあとの計画値であります。計画の見直しについては、昨年 2 月に開催した児童福祉審議会にて審議いただいております。

計画値に対して実際はどうだったか、今回新たに実績値を示した 30 年度の数値で見えてきますと、計画では 0 歳児で 30 年度 483 人の利用希望を見込んでいたのですが、実際には 494 人、児童の 59.3%の申込みがありました。

また、申込みのあった 0 歳児 494 人は、「入所決定者」と「入所保留者」に分かれておりまして、入所決定者の 451 人は施設を利用できたのですが、入所保留者の 43 人は申込みを頂戴したにも関わらず、入所調整が出来なかった方々になります。いずれかの園は紹介したけれど市街地の園利用を希望された方や、地域型保育ではなく認可保育所利用を希望された方、また、年度末（31 年 3 月）の利用開始希望の方なども数の中に含めておりますので、この数そのまま待機児童数になるわけでは無いのですが、「希望するように案内できなかった」という点で、これくらいの数が不足していたこととなります。

0 歳児の入所保留者数は、27 年度の 87 人を最大とし、翌年度以降 51 人、27 人、43 人とあ

る程度減少しておりますが、要因としましては、施設整備等が進み、0歳児の受入枠の拡大があったことの他に、0歳児の児童数の減少もあると考えております。

表中に1号・2号・3号の記載がありますが、子ども・子育て支援新制度では、施設利用を希望している保護者の方から、3つの区分での支給認定申請をいただき、

- ・満3歳以上で認定こども園や幼稚園を教育時間利用される場合は1号認定、
- ・満3歳以上で認定こども園や保育所を保育で利用される場合は2号認定、
- ・満3歳未満で認定こども園や保育所を保育利用される場合は3号認定

ということで、認定を受けて利用いただいていることを説明に加えさせていただきます。

欄外の星印の3つ目には、令和2年度以降の確保方策（受入枠）について記しています。

令和2年度には、幼稚園から認定こども園への移行が1施設、保育所から認定こども園への移行が2施設、新設の認定こども園が1施設、保育所2施設で定員の見直しの変更があることが見込まれておりまして、これらの動向につきましては、後程、子育て推進課長から説明をさせていただく予定です。

令和3年度には、認定こども園1施設で定員33人の増、もう1施設で低年齢児の受入拡大が見込まれており、全体として低年齢児を中心に受入枠が拡大し、希望する園への入園が可能になっていくものと考えております。

3頁からは、地域子ども・子育て支援事業ということで、計画への記載が必須となっている13事業についてです。

(1)の利用者支援事業は、子ども・子育て支援法で新たに制度化された事業で、子育て家庭や妊産婦が必要な支援を選択して利用できるようにサポートする事業です。本市でも27年度から「子ども家庭支援センター」に専任の嘱託職員を配置して、利用者支援事業として実施し、センター機能の強化を図っております。

また、29年度からは健康課でも母子保健型の利用者支援事業を実施しており、実績数としては、2か所となっております。

(2)は、延長保育事業についてです。保育利用の場合、各施設が定める通常保育を行っている11時間の範囲内であれば、追加料金なしで子どもを預けることができますが、11時間を超える場合は延長保育料が発生します。

11時間を超えて開所している施設は、27年度26施設、28年度・29年度28施設、30年度33施設と少しずつではありますが、増えてきており、利用者にとっても利用しやすくなっていると考えております。

(3)は、放課後児童クラブについてです。30年、31年の計画値は太枠で囲まれていますが、これは、昨年3月に計画の見直しを行ったあとの計画値であります。

実績値である利用登録者数をみると、資料に掲載の通り例年増加しており、学童の新規開設に伴う利用拡大のほか、市街地での利用希望割合の増加などにより、登録者が増えているようです。

(4)の子育て短期支援事業は、保護者が病気や冠婚葬祭などの理由により養育困難となった場合、児童養護施設等で必要な保護を行う事業で、鶴岡乳児院・七窪思恩園で実施しているショートステイが対象事業となっております。実施状況は資料に掲載の通りです。

(5)の乳児家庭全戸訪問事業は、保健師が乳児家庭を訪問し、情報提供などを行う事業です。実施割合はほぼ100%ですが、実施体制を堅持しながら、需要に対応しております。

(6)の養育支援訪問事業は、保護者の育児能力や家事能力等を向上させるために、養育支援が必要な家庭を子ども家庭支援センターの子育て支援員が個別訪問し、指導・助言などを行う事業です。継続的に親子に関わり、支援していくことによって、子育てへの不安や孤立感、負担感などの軽減を図っております。

(7)は、親子の交流や子育て相談ができる地域子育て支援拠点事業です。児童館で行っている乳幼児クラブやマリカ東館のまんまルーム、保育園や児童館などで行っている地域子育て支援センター、子ども家庭支援センターのなかよし広場事業などが対象事業で、実施状況は資料に掲載の通りです。

28年度と30年度に1施設ずつ事業開始しているにも関わらず、実績数は減少の傾向にあり、要因としましては、低年齢から保育所等に入所することに伴ってのものと考えております。

(8)一時預かり事業の30年、31年の計画値は太枠で囲まれています。これは、昨年3月に計画の見直しを行ったあとの計画値であります。

1つ目は、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり、いわゆる平日の延長保育と夏休み等の預かり保育事業になります。

実績値には、新制度に移行した幼稚園・認定こども園の教育利用（1号認定）の方の預かり保育について、補助実績から掲載しています。なお、30年度は補助対象となる施設が前年よりも多かったため、実績値も2倍程度となっております。

(8)の2つ目、その他の一時預かりは、主には保育所における一時預かりになりますが、ファミリー・サポート・センター事業や、鶴岡乳児院・七窪思恩園で行っている夜間養護等事業・トワイライトステイなども含まれます。25年度と比べると保育所で2か所新規事業開始しておりますが、保育士不足等の事情もあり、事業を中止する施設もあり、実施施設は横ばいとなっています。また、低年齢から保育所等に入所するなどの事情も手伝ってか、利用実績も減少の傾向にあります。

(9)は病児保育事業です。病児対応型は、仕事などの都合で病気のお子さんを家庭保育できない場合に、専用施設で看護師と保育師から保育をいただくもので、本市では三井病院敷地内にある「カトレアキッズルーム」の1か所・定員2名で実施しております。このほか、定住自立圏という枠組みの中で、三川町・庄内町にある病児保育施設も相互利用できることになっておりまして、利用実績もございます。体調不良児対応型は、保育所等で看護師を配置しており、登園中のお子さんの具合が悪くなった場合に、お家の方が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を看護師がしてくれるものです。看護師の配置要件が緩和されたこともあり、事業実施の対象となる保育園が増えたため、実績値も増えております。30年、31年の計画値は太枠で囲まれています。計画値と「実績値」の合計は乖離していませんが、内訳は大きく異なっているため、昨年3月に計画の見直しを行ったあとの計画値であります。

病児対応型の利用実績は200人台で推移していますが、潜在ニーズは相当に高く、感染性の病気の場合は利用希望が集中してしまうなど、利用したいときに利用できないという声も多く寄せられております。現在は、1施設・定員2名で実施しておりますが、計画年度を超えた令和2年度に、旧4小跡地に移転する公立保育園と民間立の教育・保育施設、2か所で事業を開始し、充実を図ってまいりたいと考えております。

(10)のファミリー・サポート・センター事業は、子どもの預かりなどの援助を受けること

を希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動です。保育園までの送迎や、保育園・小学校終了後の預かり、保護者の病気や冠婚葬祭・休養の場合に預かるなど内容は多岐にわたるようです。実施状況は、年度によって多少波がありますが、需要に対応できるように実施体制を堅持しています。

(11)妊婦健康診査事業の実施状況は掲載の通りですが、需要に対応できるように実施体制を堅持しています。

(12)の実費徴収に係る補足給付は、生活保護を受給されている世帯へ、保育園等で必要となる日用品や行事参加等の実費負担分を費用助成するものです。新たに制度化された事業で、他市に先がけて27年度から実施しております。30年度は6世帯7人に給付をしております。

(13)の新制度参入促進事業も新たに制度化された事業です。地域型保育事業など新しく保育事業を始められた方々が円滑に実施できるように、市が委嘱した指導員2人が対象施設を巡回して、支援・指導するもので、地域型保育事業が開始された28年度から実施していましたが、30年度は、施設が保育事業を安定的に実施していると判断し、対象施設無ということで報告させていただきたいと存じます。

以上、教育・保育の実施状況、ならびに、13事業の内容や取組状況について報告いたしました。

議長（委員長）

ただいまご説明がありました、資料1について、ご質問等がございましたらお願いします。

《質問・意見等なし》

なければ、次に資料2について説明をお願いします。

事務局（子育て推進課子育て推進専門員）

続きまして、第二期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画について、申し上げます。

資料No2「計画の策定にあたって」をご覧くださいと存じます。

平成27年3月に策定した「鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」が今年度末に終了することに伴い、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とした「第二期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定することになります。

保育所における待機児童問題は、今なお、全国的に喫緊の課題とされていることに加え、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を感じている家庭が少なくないという現状もあります。

今後は、幼児教育・保育の無償化や働き方改革等に伴い、子育てや暮らし方が多様化することが予想され、保護者ニーズに対応した子育て支援が益々重要になると考えています。このような状況から、現状と課題を分析・整理するとともに、子ども・子育て支援新制度を計画的に推進していくため、「第二期支援事業計画」を策定するものです。

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が定める計画となっております。また、この計画は、18歳未満の全ての子どもとその家庭を対象としています。また、一部の施策については、次代の親づくりという視点から今後親となる若い世代も対象とすることと

しています。

計画の策定にあたり、基礎資料を得るため、「ニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を伺っています。今年6月、小学校就学前児童のいる全世帯3,814世帯を対象とし、アンケート調査を行いまして、2,791世帯(73.2%)から回答をいただいております。集計結果は、次回の審議会で報告させていただく予定ですが、その集計結果をもとに、ニーズ量を算出していくこととなります。

計画の策定にあたりましては、子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関として、児童の保護者、幼稚園や保育所及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者等からなる「鶴岡市児童福祉審議会」を開催し、計画の内容について協議いただくこととしています。

スケジュールとしましては、本日の審議会が今年度1回目となりますが、年度内に4回ほど、10月、1月、3月に予定しております。今回は、ニーズ調査の結果報告の他、ニーズ量の見込みなどを協議いただきたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

次に、資料No3「鶴岡市の子どもを取り巻く状況」ということで、各種調査・データを掲載しています。これらは、次期支援計画の冒頭部分でも取り上げて説明する予定です。説明は以上です。

議長（委員長）

ただいまご説明がありました、資料2,3についてご意見等がございましたらお願いします。

委員

「届出保育」という言葉を使っている資料と、「認可外保育」と使っている資料があるが、違いはあるのか。

事務局（子育て推進課子育て推進専門員）

「届出保育」は山形県が使用している名称であります、どちらも同じ意味でございます。保育料無償化の資料については、一般になじみのある「認可外保育」という名称を使って説明しております。

議長（委員長）

他にございますでしょうか。なければ、次に「(2) 幼児教育・保育の無償化に伴う保育料の改定について」説明をお願いします。

事務局（子育て推進課専門員）

「幼児教育・保育の無償化に伴う保育料の改定について」を資料No.4～6に沿って説明。

10月より始まる、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、保育料の月額が0円になる子どもが生まれます。該当する保育料表を0円に変更する必要があり、ご確認いただきたいと思います。保育料表の改定については、幼児教育・保育の無償化に伴う事項であるため、まず制度概要について説明をさせていただきます。

資料4をご覧ください。無償化の対象は、幼稚園、保育所、認定こども園、また認可外保育施設、一時預かり事業を利用する3～5歳児と、0～2歳の住民税非課税世帯です。ただし、幼稚園を利用する3歳児は、満3歳の誕生日を迎えると無償化となりますが、保育所を利用する3歳児は、3歳になった後の最初の4月の保育料から無償化の対象となり、若干ずれが生じます。

また、保育料が無償化となるので、給食費やバスの利用料、行事費等は対象外となり、利用者が施設に支払うこととなります。

幼稚園、保育所、認定こども園につきましては、基本時間が無償となります。障害児の支援施設も全額が無償となります。その他の1号認定の預かり保育、一時預かり、病児保育等については、月額の上限が定められており、それを超える利用は実費負担が生じることとなります。

また、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター事業については、既に保育所・幼稚園等を利用している方は、無償化の対象外となります。

2ページ目、この無償化により、新たな認定制度が設けられることになりました。「子どものための教育保育給付認定」というのは、今までの、幼稚園が1号認定、保育園の3～5歳が2号認定、保育園を利用する0～2歳は3号認定であり、手続きも変わりません。新しくできた「子育てのための施設等利用給付認定」は、認可外保育施設や一時預かり、病児保育を無償で使う際の新しい認定となります。改めて申請をいただいて、認定を受けることで無償で利用できます。新1号認定というのは、新制度に移行していない幼稚園を使う場合ですが、鶴岡市は全て新制度に移行しているので、鶴岡市の施設を使う方への認定はないと思います。新2号認定は、認可外保育施設や一時預かり、病児保育を使う3～5歳で、保育の必要性が認められたときに認定して無償化となります。新3号認定については、0～2歳の非課税世帯の場合になります。

3ページ目、認定のイメージを表にしています。表の太字下線部分は鶴岡市で今利用しているご家庭の認定の状況で、無償化についても、この部分のみ該当すると考えられます。まず、幼稚園、認定こども園の1号認定の場合、無償化については特に新しい手続きが必要なく、10月以降無償で利用できます。ただし、通常の幼児教育時間以外に預かり保育事業、例えば10時～2時を幼児教育時間と設定している場合、午前中8時～10時、午後2時～5時は預かり保育になりますが、新2号、新3号認定を受けた場合、無償で利用できることとなります。利用者は市に申請して、認定をうけてもらう必要があります。次に、認可保育所、地域型保育事業、認定こども園の保育については、現在すでに2号、3号認定を受けている方が、10月以降は、特に新しい手続きを必要なく、無償で利用できます。最後に、一番下の認可外保育施設、一時預かり、病児保育等については、鶴岡市は、保育所・幼稚園に通っている方のみ1～3号認定をしています。どこにも入っていない方は、新しく新2号、3号の申請をして認定を受けることで、認可外保育施設等を無償で利用できるようになります。無償で利用する場合手続きが必要なご家庭がでできます。

4ページ目、保育料の流れになります。特定教育・保育施設、地域型保育事業については、これまでの保育料の流れになっています。給付費と保育料で10万と記載していますが、保育料が仮に2万円の場合、8万円は公費負担で園に支払い、園は10万円で保育サービスを提供していましたが、無償化になると保護者は2万円を支払わず、全て公費で10万円が支払われ

るという流れになります。利用者は保育料の支払いが必要ありません。

2 番の預かり保育、認可外保育施設も同様で、仮に今まで 1 万円の利用があった場合、10 月以降は、利用者は利用料を支払わず、市が公費でその分を園に支払うこととなりますが、月額 11,300 円が上限となっておりますので、仮に利用者が 2 万円分利用した場合、11,300 円は公費で無償化になりますが、差額の 8,700 円は超過分として利用者が園に支払うこととなります。

最後に一時預かり、病児保育、ファミサポについては、利用者がサービスを利用するにあたり、1 回ずつ支払いをして、最終的に市が無償分を利用者にお返しするということとなります。例えば一時預かりが 1 回 3 千円で、月 12 回利用し、病児保育 1 回 3 千円を月 2 回使ったとすると、利用が 4 万 2000 円となり、月上限が 37,000 円なので 5 千円超過となります。複数利用しているのでどの部分が超過部分なのか判断することが難しく、後日その部分を施設が回収することは難しいので、全て一旦支払ってもらった上で、無償化分を保護者にお返しする形になります。

5 ページ目、無償化にあたって一番大きく変わったのが、給食費の取り扱いです。これまで、保育所に通う方は保育料に給食費の分が含まれておりました。3 歳～5 歳については、これまでも主食を弁当持参ですとか、主食の費用を園に支払うなど、主食費は保育料に含まれておらず、副食費のみが含まれていましたが、無償化により副食費が保育料から外れて、実費徴収となり、バス料金とか延長保育料と同じ区分として、園が定める料金で、園に支払うこととなります。この扱いは、幼稚園と同じ取り扱いになります。ただ、国では、所得に応じて副食費を免除することにしておりまして、保育所については、4,500 円分を免除するとしており、幼稚園については、国において検討中とされており、後日報告があるが、免除の方については、公費でその分をみるので、追加徴収なく完全無償ということになります。給食費の免除区分表があるが、後程資料 5 の方で市の保育料表をもとにご確認いただきます。

この無償化にともなう園や市の事務は、新しい認定事務や徴収事務、無償となる額に上限額が設定されているため、毎月の管理、把握が必要になるなど、事務負担が生じますので、園、市も今後の事務体制の見直しを行って参りたいと思います。

議長（委員長）

ありがとうございます。つづいて資料 5 も説明をお願いします。

事務局（子育て推進課専門員）

資料 5 について、無償化に伴い、市が定める保育料表が変更になるため、ご確認をお願いいたします。再度のご説明になりますが、幼稚園 1 号認定については、満 3 歳からの保育料の月額が 0 円になります。1 ページ目の下が 1 号認定の保育料表になりまして、10 月 1 日から網掛けの太字部分が 0 円になります。3 ページ目には現在の保育料表を掲載しておりますので比較ください。また、副食費については、3 歳以上については、利用者全員からもらっているが、10 月からは免除区分を設けています。A 階層～D1 階層を免除としております。D2 階層以上については、副食費の徴収となります。2 号 3 号につきましては、2 ページ目の保育料表になりますが、2 号認定の 3 歳以上の保育料は全て月額 0 円となります。網掛けの部分になります。0 歳～2 歳児の B2 の階層、いわゆる市町村民税非課税世帯については、保育料

は月額0円になります。

もうひとつ、保育料表の階層の追加がございます。真ん中あたりの57,700円～70,000円未満の階層が追加されています。こちらは副食費の免除ラインが57,700円とされているためですが、これまでの市の保育料階層が48,600～70,000円の階層区分になっており、57,700円がこの中に含まれているので、今後、副食費の免除となるかどうか不明となるため、新しく追加することとしました。以上です。

議長（委員長）

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご意見ご質問ありましたらお願いします。

《質問・意見等なし》

なければこのように進めさせていただきます。

次に「(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について」ご説明願います。

事務局（子育て推進課課長）

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について」を資料No.6に沿って説明。

来年度に予定しております利用定員の変更等につきまして、現在の動きを説明いたします。

新規施設としましては、①茅原こども園（仮称）は、道形保育園を運営しております道形保育会で、ニーズに対応するため、2つ目の施設を茅原地区に整備する予定です。区画整理地の西側に位置します。同時に、道形保育園の定員を40名減の60名とし、こども園の定員75名と合わせて135名とする計画でございます。道形保育園としてはもともと定員が少なかったのを徐々に増やして対応してきたものですが、施設的にも限界となり、新施設を整備することとなりました。

変更施設としましては、①大宝幼稚園では、施設の増改築により幼稚園から認定こども園への移行を予定しており、0歳から5歳までの受入れのための施設整備を実施しております。②ちとせはぐくみ園（仮称）は、施設増改築により保育園から認定こども園への移行を予定しております。老朽化に伴う改築に合わせて、1号の受入れを予定しております。③三瀬保育園では、施設整備を伴わずに保育園から認定こども園への移行を予定しております。④公立の南部保育園は、旧4小跡地に移転改築を実施しているところでして、来年度から低年齢児を中心に定員20名増を予定しております。⑤道形保育園は、先に説明したとおり、茅原こども園の新設に伴い定員減を予定しております。

これらにつきましては、地域のニーズや事業者の意向等を踏まえ、施設整備を行いながら、定員の変更を行うものであります。

議長（委員長）

ありがとうございます。ただいま説明について、何かご意見ご質問ありましたらお願いします。

《質問・意見等なし》

なければ「(4) その他」ですが、いかがでしょうか。

委員

この審議会の今後の予定と審議内容を教えてほしい。

事務局（子育て推進課課長）

資料2の2ページにスケジュールを記載していますが、今回は現計画の進捗状況の報告、次回は次期計画に向けたニーズ調査の結果報告、次期計画を委員の皆様にお示しし、10月中に行いたい。その後、3回目、4回目と予定しておりますが、この計画は、子ども・子育て会議を開催して、その中で委員の意見を集約して策定していくことになっていきますので、よろしくお願いします。日程は確定次第お伝えします。また、第2回目以降は、次期計画策定にあたり幅広いご意見を頂戴するために、委員の追加を考えておりますので、委員の皆さんからもご了承いただきたいと思っております。現在人選中ではありますが、最低でも2名は追加したいと考えております。

委員

道形保育園に見学いったことがあります。廊下も使って保育しているのを見て驚いた。新しい施設ができると聞いて安心した。廊下まで子どもがいっぱいなのはどうなのかなと思っていたので。

委員

まず、幼児教育無償化について、支払方法が償還払いではなくて、法定代理受領となって、保護者の立場からしてはスムーズになるので、感謝申し上げたい。

次に、昨年も申し上げましたが、資料1の5ページ(7)地域子育て支援拠点事業についてですが、実績値が下がっているのは、保育園入所率が上がっているという説明があったが、子育て支援施設の不足というものがあります。鶴岡市は山形県でもトップクラスの市だが、子育て支援施設の質や規模は保護者にとっては充実してなく不満なものになっています。内陸には大型の子育て支援施設がありますが、そういうところに行きたいと思っても、鶴岡にはなく、内陸に行かないと無い現状があり、他市町村に人が流出してしまっているのではないかと。

毎年、団体で保護者全員に子育て支援についてのアンケートをとっているが、その中で大部分を占めるのが、子育て支援施設の充実を求める声と、キッズドームソライの利用料が高すぎて利用できないというものです。民間の施設ではあるが、建設費に補助しているので完全に民間の施設とはいえないという声が多いです。秋にも市長に陳情する予定です。是非、内陸に負けない支援の充実をお願いしたいです。

事務局（子育て推進課課長）

子育て世代の率直な意見として施策に反映していきたいです。

委員

今後新たな計画を策定するにあたり、現計画の評価も必要ではないかと思う。第4章と第5章とのつながりが見えづらい。どういう評価指標をつくり、どう評価するのが今後の計画策定で必要になると思う。また、数字に見えるものもあるが、数字に見えないものも評価指標として必要ではないか。

次に、病児保育については、日々保育する中で足りていると言われると足りないし、利用のハードルが高い。普段預けたことのない施設に具合の悪い子どもを預けるのは、子どもにとってもどうなのかと思う。いろんな地域において、訪問型の病児保育があるので、鶴岡市では訪問型病児保育の導入を検討しているのかどうか教えてほしい。

事務局（子育て推進課子育て推進専門員）

確かに第4章と第5章のつながりが分かりにくい部分がある。4章は子育てに関わることでこんな事業があると紹介をさせていただいているものだが、この項目については特にそれ以降検証してこなかったのもので、次回にどのような形で盛り込んでいくかも含め、見直し検討させていただきたい。ただ、5章の部分が肝の部分であり、わかりやすいニーズ量と確保量で整備していく計画となっているので、5章の部分はこれまでどおりかと考えていますが、なお検討させていただきたい。

事務局（子育て推進課課長）

病児保育事業につきましては、現在は施設型を増やす計画であります。現在、病児保育の実施場所としては、三井病院カトレアキッズルームしかないわけですから、定員面から利用しづらい面があるので、複数施設を確保してニーズにこたえようという施策をここ数年進めてきたところです。訪問型については、人員の確保・体制の整備が更に難しい感じはあるが、都会でそういったサービスの充実を図っているところもあるようですし、他市町村の事例も把握しきれていないので、事例があれば参考にさせていただきたい。

事務局（子育て推進課主幹）

ファミサポで病児を預かれないかという声も受けておりますが、ファミサポの実施要綱の中では、病児の預かりもできることが望ましいとされています。ファミサポの「まかせて会員」はふつうのお母さんが多いことから、そもそも保育士でないということで預けたくないという方もいらっしゃいますし、ましてや病児になるとリスクが高いのではないかと思います。「まかせて会員」が高齢となっておりますので、病気のお子さんの家に行くとかえって病気をもらってきて、他の子にうつしてしまうのではないかという可能性もありまして、昨年来検討はしたが、難しい現状であります。

議長（委員長）

計画のづくり、病児保育についてご意見いただいた。計画のづくりのところは、またご検討いただき、サービス量の調整的のところは評価も踏まえてということのようですので、先

ほどのハード面の計画も含めて、計画の検討をよろしくお願いします。

委員

病児保育について、小児科医の本音としては、病児保育を始めた先生方は、病気の時こそ子どもは、保育と医療と保護者が3名でみようとするのが、本来の目的だった。保護者が仕事に行くために病気の子を預かるものではなかったはずだ。病気の子どもには人手と専門的な援助が必要ですよという意味です。

医者立場からすれば医療機関併設型が本来で、何かあったら医者がかけつけるのが一番良いのだろうが、今回の増設は保育所併設型であり、多少留意点が必要であると思う。新しい環境に小さい子が急に移るはそれなりの危険度がある。一時保育などでも昨今新聞にも出ているが、その分余計な人手と手当が必要であるので、支えられる体制が必要であると思います。通常の保育とは違う保育になると考えていただいた方が良いと思います。

委員

事業の評価をする際に量だけでなく、質もどうなのかを評価しなければならないのではないかと思います。例えば、小学校の関連でいうと、放課後児童クラブがあるが、量が増えているのがわかるが、充実させていくために、小学校と学童がどのような連携をとっていったらいいのか、課題があれば小学校側からも意見を出すことができますし、逆に提示もしてほしい。認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携についても同じことがいえるのではないかと思います。質の面で課題があればあげていただければ、我々も意見を申し上げて計画に反映できるのではないかと思いますので、ご検討願います。

議長（委員長）

ご意見ありがとうございました。

学童は子どもが減っているのに利用者は増えている状況の中で、環境、質はどうか。そのうえでの学校との連携についても議論したいということです。福祉部局と教育部局との連携ともあるので、どこでどうアクションを起こすのか、舵をとっていくのかというような提案と思いますので検討よろしくお願いします。

委員

学童の先生方の人数もどこも少ないと言われている。充実させるには、学童の先生方もそれなりの基礎が必要なのではないか。人数の把握はされている

議長（委員長）

放課後児童クラブの支援員の資格要件もあると思うが、そのへんの捉え方は事務局いかがですか。

事務局（子育て推進課主事）

放課後児童クラブの支援員は認定資格研修があり、研修を受講した支援員が支援の単位に必ず1名配置していることが基準になっているので、市内のクラブは全て遵守している。各

クラブでの人員不足は市も認識しているので、連携しながら人員確保に努めたい。

事務局（子育て推進課課長）

放課後児童クラブの登録児童数は10年で約2倍になっている。受け皿確保が追い付いてない現状にあります。鶴岡市以外では待機児童もいる状況でもあることから、対策を考えていきたいと思います。

議長（委員長）

私も放課後児童クラブ運営している立場ですが、ヒントとして、小堅保育園で、学童的な子育て支援として、法人の公益的取組みがあるようですのでご紹介ください。

委員

小堅保育園では、放課後遊ぶところがない時は、保育園に遊びにきてもらい、園児と一緒に遊んでもらうようにしている。夏休み期間中も遊びに来る子どももいました。

議長（委員長）

ありがとうございます。夏休みの期間、地元の保育園で先輩として利用していることで、一つのあり方としてご紹介いただきました。

委員

会議について、説明時間を短くして、今、「その他」でやりとりしているように、それぞれの立場で活発な意見交換ができるようにしてほしい。普段思っていることなど議論をして形にしていく方が良いと思う。

議長（委員長）

ありがとうございました。数値以外での議論の充実が計画に活かされていくものだと思います。

他になければ予定時間になりましたのでこれで終わります。

事務局（子育て推進課課長補佐）

委員長ありがとうございました。

6 その他 事務局（子育て推進課課長補佐）

なし

7 閉会 事務局（子育て推進課課長補佐）

～午後3時25分終了